

第 1 章

計画策定の基本方針

1 策定の趣旨

- 令和5（2023）年6月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。）が成立し、令和6（2024）年1月に施行されました。

認知症基本法第1条に、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することが明記されています。この共生社会の実現に向けて、認知症施策を推進していく必要があります。

【認知症基本法の概要】

- 認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進することを目的としています（第1条）。
- 全ての認知症施策に通ずる考え方として、7つの基本理念を掲げ（第3条）、その具体的な施策として12の基本的施策を定めています（第14条～第25条）。
認知症施策の実施に当たり、共生社会の実現を目指し、これらの基本理念・基本的施策に基づき、認知症の人と家族等と共に立案、実施、評価します。
- 国や地方公共団体に加え、国民を含めた関係者の責務が明確化されており（第4条～第8条）、各々が自らの役割を担い、連携して認知症施策に取り組むこととされています。地方公共団体の責務は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定、実施することです（第5条）。
- さらに、国および地方公共団体は、認知症の人および家族等の意見を聴いて、計画を策定し（第11条～第13条等。地方公共団体においては努力義務。）、取り組むことが求められています。
- 都道府県の計画は、国の基本計画を基本とし、都道府県の医療計画、地域福祉支援計画、老人福祉計画、介護保険事業支援計画等と調和を保つ必要があります（第12条）。

- 本計画は、認知症基本法第12条に基づく法定計画です。計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間を対象とします。
なお、第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次高齢者福祉計画（計画期間：2024～2026年度）における認知症施策を包含する計画です。
- 本県の認知症施策を推進するための計画であるとともに、県民、事業者、行政それぞれの行動指針となるものです。

2 計画のめざすべき方向性

- 計画のめざすべき姿は、「認知症があってもなくても県民一人ひとりが相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる三重」を実現することです。
- 県民一人ひとりが認知症に関する知識および認知症の人に関する理解を深め、自分ごととして捉えることで、認知症に関する誤解や偏見をなくすため、国の「認知症施策推進基本計画」の前文に掲げられている「新しい認知症観（認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方）」を、認知症の本人が語る姿など、様々な機会を通じて啓発します。
- 基本計画においても、認知症の人を含めた国民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、共生社会を創りあげていく必要がある、としています。

3 策定のための体制

- 計画は、保健・医療・福祉等の各分野に係るものであり、これらの分野の専門家で構成する「三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において調査・審議いただきました。
- 令和7（2024）年9月に市町における認知症施策の取組状況アンケートを実施するとともに、同年11月～12月に市町等へのヒアリングを行い、取組ごとに現況を把握し、計画の重点目標を設定しました。

- 認知症の本人および家族を対象とした「認知症に関する意識調査アンケート」を実施し、本計画の重点目標のアウトカム指標における、認知症の本人の意識の現況を把握しました。
※設問の一例：認知症の人の希望に沿った、保健医療サービスおよび福祉サービスを受けていると思いますか。
- 県民および医療・介護従事者を対象に、「認知症に関する意識調査アンケート」を実施し、本計画の重点目標のアウトカム指標における、県民の意識の現況を把握しました。
※設問の一例：地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると思いますか。
- 令和7（2025）年12月～令和8（2026）年1月には三重県ホームページを通じて「パブリック・コメント」を実施し、広く県民の意見を聴取しました。

4 計画の評価について

- 計画について年度ごとに三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で計画の達成状況の進行管理、評価を行うとともに、評価をもとに取組の改善、検討を行います。
- 計画の進行管理、評価、取組の改善にあたっては、認知症の人および家族等の意見を十分に聴きながら、共に検討を進めていきます。

5 関係計画間の整合・調和

- 計画の策定にあたっては、本県の総合計画である「みえ元気プラン」の枠組みの中で、「医療介護総合確保推進法に基づく三重県計画」との整合性を図るとともに、「三重県地域福祉支援計画」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「三重の健康づくり基本計画」、「三重県住生活基本計画」、「三重県高齢者居住安定確保計画」および「三重県地域防災計画」との調和を図りました。

図 1 - 1 三重県認知症施策推進計画の概要



